

平成26年第4回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成26年12月12日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	12月22日 午前10時00分		
	閉 会	12月22日 午前10時33分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	久 田 浩 也
	4	東恩納 寛 政	11	座間味 薫
	5	與 那 勝 治		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会 議 録 署 名 議 員	8	與那嶺 好 和	9	山 城 太
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た も の	事 務 局 長	小那覇 安 啓	書 記	宇茂佐 和 代
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人	福祉保健課長	宮 里 晃
	副 村 長	大 城 清 紀	総務課主幹	當 山 清 巳
	教 育 長	新 城 敦		
	学校教育課長	田 港 朝 津		
	社会教育課長	上 間 常 章		
	建 設 課 長	金 城 正 明		
	経 済 課 長	島 袋 輝 也		
住 民 課 長	田 場 盛 史			

平成26年第4回今帰仁村議会定例会

議事日程第6号

平成26年12月22日（月曜日）

1. 開 議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日 程 番 号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1	議案第35号	今帰仁村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例について	討論・採決
2	議案第36号	今帰仁村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関 する基準を定める条例の制定について	討論・採決
3	議案第37号	今帰仁村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の制定について	討論・採決
4	議案第38号	今帰仁村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の制定について	討論・採決
5	議案第39号	平成26年度今帰仁村一般会計第6回補正予算について	討論・採決
6	議案第40号	平成26年度今帰仁村国民健康保険特別会計第3回補正予算につい て	討論・採決
7	議案第41号	平成26年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第2回補正予算につ いて	討論・採決
8	議案第42号	平成26年度今帰仁村簡易水道事業会計第3号補正予算について	討論・採決
9	議案第43号	工事請負変更契約について	討論・採決
10	議案第44号	工事請負契約について	説明・質疑 討論・採決
11	陳情第7号	平成27年度福祉施策・予算に対する要請書	報告・質疑 討論・採決
12	陳情第8号	「所得税法の寡婦控除規定の改正を求める意見書」採択に関する 陳情	報告・質疑 討論・採決
13	陳情第9号	湧川区内農道整備について（陳情書）	報告・質疑 討論・採決
14	陳情第10号	今帰仁村内農道整備について（陳情書）	報告・質疑 討論・採決
15	意見書第5号	所得税法の寡婦控除規定の改正を求める意見書	説明・質疑 討論・採決
16	決議第5号	沖縄県立農業大学校の誘致推進を求める要請決議	説明・質疑 討論・採決
17		閉会中の継続審査申出書（総務文教委員会）	
18		閉会中の所管事務調査申出書（総務文教委員会）	
19		閉会中の所管事務調査申出書（経済建設委員会）	

○ 議長 東恩納寛政君 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開議時刻 午前10時00分)

日程第1.「議案第35号 今帰仁村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第35号 今帰仁村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第35号 今帰仁村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2.「議案第36号 今帰仁村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第36号 今帰仁村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第36号 今帰仁村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3.「議案第37号 今帰仁村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第37号 今帰仁村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第37号 今帰仁村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4.「議案第38号 今帰仁村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第38号 今帰仁村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第38号 今帰仁村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま議決されました議案第36号、議案第37号、議案第38号の事件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

日程第5.「議案第39号 平成26年度今帰仁村一般会計第6回補正予算について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第39号 平成26年度今帰仁村一般会計第6回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第39号 平成26年度今帰仁村一般会計第6回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6. 「議案第40号 平成26年度今帰仁村国民健康保険特別会計第3回補正予算について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第40号 平成26年度今帰仁村国民健康保険特別会計第3回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第40号 平成26年度今帰仁村国民健康保険特別会計第3回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7. 「議案第41号 平成26年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第2回補正予算について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第41号 平成26年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第2回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第41号 平成26年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第2回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8. 「議案第42号 平成26年度今帰仁村簡易水道事業会計第3号補正予算について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第42号 平成26年度今帰仁村簡易水道事業会計第3号補正予算について」を採決いた

します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第42号 平成26年度今帰仁村簡易水道事業会計第3号補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9.「議案第43号 工事請負変更契約について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第43号 工事請負変更契約について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第43号 工事請負変更契約について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10.「議案第44号 工事請負契約について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第44号

工事請負契約について

災害に強い栽培施設整備事業 今帰仁第二区地区 I工区について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

- 1, 契約の目的 災害に強い栽培施設整備事業 今帰仁第二地区 I工区
- 2, 契約の方法 指名競争入札
- 3, 契約の金額 ￥52,218,000
- 4, 契約の相手方 那覇市港町3丁目5番1号
沖阪産業株式会社
代表取締役社長 座 波 博 史

平成26年12月22日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

災害に強い栽培施設整備事業 今帰仁第二地区 I 工区の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるため、この議案を提出します。

お手元に配付しております工事請負契約書をお目通し願いたいと思います。以上でございます。

○ 議長 東恩納寛政君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第44号 工事請負契約について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第44号 工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

日程第11.「陳情第7号 平成27年度福祉施策・予算に対する要請書」を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。山城 太総務文教委員長。

○ 総務文教委員長 山城 太君

平成26年12月22日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 東恩納 寛 政 殿

総務文教委員長 山 城 太

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会は、12月12日付託された陳情審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

記

陳情報告について

受理番号	件名	審査結果	意見	措置
陳情第7号	平成27年度福祉施策・予算に対する要請書	採択すべきもの	地域福祉を巡っては、社会的孤立や生活困窮、権利侵害等の今日的な福祉課題に対して、従来の対象・分野別の制度・サービスだけでは解決しにくく、福祉・生活課題が浮き彫りになってきている。これらの福祉課題への対応にあたっては、基礎自治体である市町村において、地域の実情に応じた地域福祉施策を進めることが肝要であり、その社会福祉協議会活動の強化を図るための予算の確保が必要である。	

○ 議長 東恩納寛政君 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

これから「陳情第7号 平成27年度福祉施策・予算に対する要請書」を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「陳情第7号 平成27年度福祉施策・予算に対する要請書」は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第12.「陳情第8号 「所得税法の寡婦控除規定の改正を求める意見書」採択に関する陳情」を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。山城 太総務文教委員長。

○ 総務文教委員長 山城 太君

平成26年12月22日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 東恩納 寛 政 殿

陳情審査報告書

本委員会は、12月12日付託された陳情審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

記

陳情報告について

受理番号	件名	審査結果	意見	措置
陳情第8号	「所得税法の寡婦控除規定の改正を求める意見書」採択に関する陳情	採択すべきもの	現在、寡婦控除は、婚姻歴のない非婚のひとり親世帯には適用されていない状況である。昨年成立した「子ども貧困対策の推進に関する法律」の目的である「子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備する」ことにそぐわない状況である。よって婚姻の有無、男女の別にかかわらず全てのひとり親に対して控除を適用するよう強く求める。	

○ 議長 東恩納寛政君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

これから「陳情第8号 「所得税法の寡婦控除規定の改正を求める意見書」採択に関する陳情」を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「陳情第8号 「所得税法の寡婦控除規定の改正を求める意見書」採択に関する陳情」は、

委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第13.「陳情第9号 湧川区内農道整備について（陳情書）」を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。與儀常次経済建設委員長。

○ 経済建設委員長 與儀常次君

平成26年12月22日

今 帰 仁 村 議 会
議 長 東恩納 寛 政 殿

経済建設委員長 與 儀 常 次

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会は、12月12日付託された陳情審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

記

陳 情 報 告 に つ い て

受理番号	件 名	審査結果	意 見	措 置
陳情第9号	湧川区内農道整備について (陳情書)	採 択 す べ き 物	さとうきび搬入に使用される当該区域農道には、幅員が狭く、台風災害等で危険性が懸念される道路がある。 よって、早急に道路整備を実施する必要がある。	

○ 議長 東恩納寛政君 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

これから「陳情第9号 湧川区内農道整備について（陳情書）」を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「陳情第9号 湧川区内農道整備について（陳情書）」は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第14. 「陳情第10号 今帰仁村内農道整備について（陳情書）」を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。與儀常次経済建設委員長。

○ 経済建設委員長 與儀常次君

平成26年12月22日

今 帰 仁 村 議 会
議 長 東恩納 寛 政 殿

経済建設委員長 與 儀 常 次

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会は、12月12日付託された陳情審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

記

陳 情 報 告 に つ い て

受理番号	件 名	審査結果	意 見	措 置
陳情第10号	今帰仁村内農道整備について （陳情書）	採 択 す べ き 物	今帰仁村内の、さとうきび搬入 に使用される農道には、幅員が狭 く、台風災害等で危険性が懸念さ れる道路がある。 よって、早急に道路整備を実施 する必要がある。	

○ 議長 東恩納寛政君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

これから「陳情第10号 今帰仁村内農道整備について（陳情書）」を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「陳情第10号 今帰仁村内農道整備について（陳情書）」は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第15. 「意見書第5号 所得税法の寡婦控除規定の改正を求める意見書」を議題といたします。

本件について委員長の説明を求めます。山城 太総務文教委員長。

○ 総務文教委員長 山城 太君

意見書第5号

平成26年12月22日

今 帰 仁 村 議 会
議 長 東恩納 寛 政 殿

提出者	山 城 太
賛成者	吉 田 清 尊
〃	與那嶺 好 和
〃	玉 城 みちよ
〃	與那嶺 透

所得税法の寡婦控除規定の改正を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

所得税法の寡婦控除規定の改正を求める意見書

寡婦控除は、配偶者との死別や離婚ののち子どもを養育しているなどのひとり親世帯に対し、所得税及び住民税の算出において一定の所得控除が受けられる税制度優遇制度であるが、婚姻歴のない非婚のひとり親世帯には適用されていない。

非婚の母子世帯は、寡婦控除が適用される同じ収入の母子世帯と比較して、所得税、住民税が高くなるだけでなく、保育料、公営住宅家賃、就学援助、年金免除規定などで大きな負担を強いられており、その負担差は、年収約200万円の世帯で20万円から30万円にも上る。

近年、パートナーからの暴力や経済的問題など様々な理由から、非婚で子どもを産み育てている母子世帯が増えている。平成23年度厚生労働省「全国母子世帯等調査」によれば離婚80.8%、非婚7.8%、死別7.5%と非婚は死別を上回っており、年々増加している。

また、日本の母子世帯の就業率は80%を超えているにも関わらず、貧困率は54.6%と悪化の一途をた

どっている。年間就労収入は、母子世帯全体で181万円であるのに対し、非婚は160万円と極めて低い上に、重い税負担等を課せられている。

このようなことから、非婚のひとり親世帯に対して、独自に寡婦控除を「みなし適用」する自治体も増えてきているが、保育料や公営住宅家賃などの一部サービスにとどまっており、法改正による根本的な解決が求められているところである。

昨年、国は年々悪化する子どもの貧困対策として、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を成立させた。この法律の目的には、「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備する」とある。それに則れば、どのような環境下にあるかに関わらずすべての子どもの育ちが保護されるよう法整備をすすめることは国の責務である。

よって本村議会は、憲法が謳う法の下での平等に照らし、著しい格差を是正するためにも、早急に所得税法を改正し、暮らし向きがきわめて厳しい非婚のひとり親世帯にも寡婦控除を適用するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年12月22日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

宛先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 厚生労働大臣

○ 議長 東恩納寛政君 「意見書第5号 所得税法の寡婦控除規定の改正を求める意見書」は、会議規則第39条第2項の規定によって、質疑、討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

これから「意見書第5号 所得税法の寡婦控除規定の改正を求める意見書」を採決いたします。お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「意見書第5号 所得税法の寡婦控除規定の改正を求める意見書」は、原案のとおり採択されました。

日程第16.「決議第5号 沖縄県立農業大学の誘致推進を求める要請決議」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君

決議第5号

平成26年12月22日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 東恩納 寛 政 殿

提出者	久 田 浩 也
賛成者	與那嶺 好 和
〃	與 儀 常 次
〃	與 那 勝 治
〃	座間味 薫
〃	上 原 祐 希
〃	山 城 太
〃	吉 田 清 尊
〃	玉 城 みちよ
〃	與那嶺 透

沖縄県立農業大学校の誘致推進を求める要請決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

沖縄県立農業大学校の誘致推進を求める要請決議

現在、名護市にある県立農業大学校は、「農業経営に必要な基本的な知識・技術及び高度な農業経営を行うために必要な応用力・実践力を身につけ、国際化に対応しうる自立心の高い人材を養成する。」という教育目標を掲げ、青年農業者を育成するために1979年に設立された施設である。

しかし近年、施設の老朽化に加え、道路拡張工事等で敷地面積が減少してきているため、施設移転に向けての移転先を選定する準備が進められている状況にある。

我が今帰仁村における基幹産業は農業であり、スイカ及び菊の生産高においては県内でも上位を占め、第二次、第三次産業と他産業との一体的な振興を図るべく取り組んでいるところである。そして、肉用牛の拠点産地の認定も受け、優れた先進農家が数多くあることや、新しく整備した北部家畜セリ市場を有し、これまで以上に畜産の振興にも努めている。誘致予定地には県の畜産研究センターも隣接しており、誘致に向けての利便性は十分備えているものと認識している。

また、農業大学校は多くの本村出身の卒業生を輩出しており、現在これらの卒業生が、各農業分野でリーダーとして活躍している。本村は恵まれた自然環境、交通の利便性、十分な規模の用地が確保できるなど立地条件として最適な場所である。そして、農業大学校を誘致し設置することによる人口の増加はもとより、地域が活性化し大きな経済効果をもたらすものと期待しているところである。

よってこれらの観点から、沖縄県立農業大学校移転整備外部検討委員会の設置を契機に本議会においても、農業大学校の誘致実現に向けて全力で取り組むとともに、沖縄県に対して本村への誘致を強く要請する。

以上、決議する。

平成26年12月22日

今帰仁村議会

宛先 沖縄県知事 翁 長 雄 志

○ 議長 東恩納寛政君 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「決議第5号 沖縄県立農業大学校の誘致推進を求める要請決議」を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「決議第5号 沖縄県立農業大学校の誘致推進を求める要請決議」は、原案のとおり可決されました。

日程第17.「閉会中の継続審査申出書」の件を議題とします。

総務文教委員長から、目下、委員会において継続審査について会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

総務文教委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって、総務文教委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第18.「閉会中の所管事務調査申出書」の件を議題とします。

総務文教委員長から、会議規則第73条第1項の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中に所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。

総務文教委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって、総務文教委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

日程第19.「閉会中の所管事務調査申出書」の件を議題とします。

経済建設委員長から、会議規則第73条第1項の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中に所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。

経済建設委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって、経済建設委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第4回今帰仁村議会定例会を閉会します。

(閉会時刻 午前10時33分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 東恩納 寛 政

署名議員 與那嶺 好 和

署名議員 山 城 太